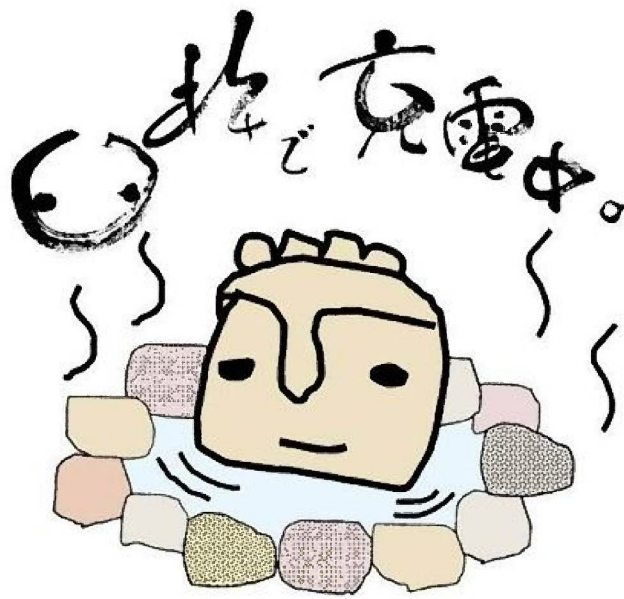


農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画



令和元年12月20日

白 杵 市

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本市は、大分県の東南部に位置し、森・川・海などの「豊かな自然」に恵まれた環境にあります。また、臼杵湾に流れ込む臼杵川、末広川、熊崎川等の河川の源流が市内にあり、市内の森林等に降った雨が市民の生活用水や農業用水となった後に海に注がれる地形となっており、市内の大半の水資源が同一自治体内で循環するという地理的な特徴を持っています。

こうした豊かな自然を有する本市では、旧臼杵市において始まった、学校給食に地元で採れた新鮮かつ元気な農産物を供給する「給食畑の野菜」の取組をきっかけに、有機農業推進の取組が広がり、平成24年には地域ブランド「ほんまもん農産物」の販売が始まりました。

また、漁業においても、日本有数の漁場として知られる臼杵湾で獲れる、従来からの特産である太刀魚、ふぐ、アジ、サバに加え、養殖カボスぶり、本市でしか食べることができないカマガリ、レースケの全国に向けた情報発信等、漁業関係者や飲食店関係者、行政等が連携して「海のほんまもん」ブランドの推進に取り組んでいます。

これら本市の農業・漁業ブランドは、豊かな水資源によって支えられています。しかし、水源涵養機能の維持を担う本市の林業は、林業経営体の高齢化・減少によって、手入れの行き届かない荒廃山林が増加し、生産の場としての山林が減少している現状にあります。

本市は、これらの課題を解決するため、平成27年度に「バイオマス産業都市」の認定を受け、森林整備により発生した未利用材を利用した木質バイオマス発電や、焼酎かす等を利用したメタンガス発電について、民間事業者と連携して調査・研究を行っています。

今後、これら再生可能エネルギー発電の導入を実現することで、本市の「ほんまもん農産物」を中心とした有機農業、水源涵養機能を高めるための持続的な林業、臼杵湾で獲れる「海のほんまもん」漁業を軸に循環する「水資源」を豊かにし、更には経済の地域内循環を促し、地域として持続的に自立していくことを目指すこととします。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	地目	面積 (㎡)	備考
A	臼杵市大字佐志生 5154 の 1 番地等	学校用地 等	5,016	旧豊洋中学校跡地

3. 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備考
A	木質バイオマス発電	45kW	

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

地区	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する事項
A	該当区域なし	なし

5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林業の健全な発展に資する取組に関する事項

地区	再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林業の健全な発展に資する取組みの内容	備 考
A	<p>設備整備事業者が、木質バイオマス発電事業の実施にあたり、以下の取組を行う。</p> <p>(1) 発電の燃料となる木質チップの原料について、未利用材のみを積極的に活用することで、本市のバイオマス産業都市構想において目指す、資源の市内循環に貢献する。</p> <p>(2) (1)の取組にあたり、原料を長期的かつ安定的に購入することで、本市の森林整備の促進及び林業所得の向上に貢献するとともに発電に伴い発生する熱の有効活用方法について調査研究を行う。</p>	<p>地域に賦存する木質バイオマスを変換して得られる電気の量の割合が、年間を通じて8割未満とならないようにする。</p>

6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき事項

(1) 自然環境の保全との調和

<p>地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分に配慮する。</p>
--

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

<p>気候風土に適した形で農林漁業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつけられていることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。</p>
--

7. 農林業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価に関する事項

(1) 目標

木質バイオマス発電事業においては、森林整備に伴い発生する山林未利用材を燃料とする発電施設を導入することで、年間で約 360,000kWh の再生可能エネルギー電気を地域内に循環する仕組みを構築する。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1) の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、設備整備事業者は、認定設備整備計画の実施状況（設備整備の進捗状況、稼働状況等）を本市に報告することとする。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び現状回復に関する事項

再生可能エネルギー発電事業を中止又は終了した際は、区域周辺への環境の保全や安全性の確保を図るため、設備整備事業者の責任において施設の撤去等の対策を行うものとする。

9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当事項なし

10. その他農林業の健全な発展と調和のとれた再生可能なエネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページ等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、設備整備計画が実施される見込みが確実であることを確認する。

また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(3) 設備整備計画の認定の取消し

設備整備計画の内容に沿った事業が実施されず、また、是正の指導後においても改善の見込みがない場合は、設備整備計画の認定を取消し、その事実を公表することとする。

(4) 地域住民との良好な関係の構築

設備整備事業者と地域住民等との間に諸問題が発生した場合は、設備整備事業者は本市にその内容を報告するとともに、問題解決に向けた努力を行い地域住民との良好な関係の構築に努めるものとする。

(5) 区域外の関係者との連携

本市及び再生可能エネルギー発電事業者等の関係者は、本市の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。



別紙1

再生可能エネルギー発電整備を促進する区域

区域A

